

## < 商店街災害復旧等事業（商店街復旧事業） >

### Q & A

※申請に当たっては、Q & Aだけでなく、「募集要領」も必ずご確認ください。

#### I 補助対象者、補助事業実施場所について

##### 1 対象となる商店街等組織とはどのような組織ですか

対象となる商店街等組織は以下のとおりです。

- (a) 商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織
- (b) 商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- (a) (b) に類する組織（共同店舗・テナントビル、問屋街・市場等）

なお、本事業においては、令和2年7月豪雨による災害によって被害を受けた県内の商店街等組織が補助対象者となります。

##### 2 被害を受けたことの証明として、何を提出する必要がありますか

本事業の実施にあたっては、復旧する施設や設備が被災したことを証明する資料の提出が必要です。証明にあたっては、原則、罹災証明書（被災証明書）の提出が必要になります。ただし、取得が困難な場合、写真等での代替も可能です。

なお、罹災証明書等により、令和2年7月豪雨による災害によって施設・設備等が損壊・滅失等したことが確認できれば、災害発生前までの老朽化等の状況は問いません。

##### 3 民間事業者は対象となりますか

本事業においては、民間事業者は対象となりません。

##### 4 商店街等組織は設立して間もない場合も対象となりますか

法人組織の場合、設立して間もない場合であっても対象となります。

なお、任意団体の場合には、原則、交付申請時において、設立（結成）後1年

以上を経過していることが必要です。

#### 5 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 6 温泉街や飲食店街は対象となりますか。

小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる組織である場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 7 問屋街や市場は対象となりますか

開場時間が極めて限定的でなく、構成する店舗の多くが中小企業者であり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、そのうえで、申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 8 スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、こ

れまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 9 商工会、商工会議所は対象となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街等組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合、もしくは複数の商店街等組織を束ねて事業を行う場合は、商店街等組織として対象となります。

なお、商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 10 市商連等の商店街の連合体組織は対象となりますか

商店街の連合体組織（商店街振興組合連合会、商店会連合会、複数の商店街を包含する商工会等）についても、対象となります。

#### 11 商店街等組織内の青年部や女性部といった組織は対象となりますか

青年部や女性部は商店街等組織を構成する組織であり、商店街等組織ではないため、対象とはなりません。商店街等組織で申請していただき、事業の実施主体を青年部や女性部が担うことは可能です。

#### 12 複数の商店街等組織が連名で申請することはできますか

複数の商店街等組織が共同で事業を実施するに当たって、連名で申請することは可能です。ただし、別の事業をそれぞれが実施する場合には、連名による申請ではなく、それぞれの商店街等組織で申請する必要があります。

#### 13 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記の通りとなります。

（業種：従業員規模・資本金規模）

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中企庁HPでも確認いただくことができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

1 4 経営赤字の商店街等組織でも対象となりますか

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。  
なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

1 5 事業実施場所が商店街等区域外でも対象となりますか

事業実施場所は、原則として商店街等区域内とします。

ただし、商店街等区域外であっても、復旧しようとする設備が当該商店街等の所有資産であること等が確認でき、当該商店街等が実施主体として適当と認められる場合には、対象となる場合があります。

## II 補助対象事業、補助対象経費、補助金額等について

1 補助対象となる事業はどのようなものですか

補助対象となる事業は、令和2年7月豪雨による災害によって被害を受けた県内の商店街等における、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とした、アーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の事業です。

2 補助対象となる経費はどのようなものですか

補助金の交付対象となる経費は、令和2年7月豪雨による災害によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する以下の経費が対象となります。

**【補助対象経費】**

アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街等への来街に支障をきたす障害物の除去費

3 補助対象外となる経費はどのようなものがありますか

施設整備に係る設計費、測量試験費、補助金交付申請書を作るための費用など、補助対象外となるものがあります。

詳しくは、募集要領中「補助対象経費」のページを御参照ください。

#### 4 備品・設備については補助対象になりますか

被災前に固定資産台帳等により資産計上していた備品・設備（償却期間が終了しているものを含む）について、同等のものを買い直す場合には、補助対象となります。なお、買い直した備品・設備については被災前と同等の管理をすることが条件となり、また、50万円以上の物品等を取得する場合、補助事業以外の目的に使用する際には、原則、財産処分の承認申請と当該物品等の取得経費に充当した補助金の一部の返還が必要となります。

なお、資産計上していなかったものについては対象外です。

#### 5 交付申請時の要望金額がそのまま交付されるのですか

交付に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。

また、申請された場合においても、予算の都合等により要望金額から減額して交付される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定時及び確定時に要望金額から減額して交付される場合があります。

#### 6 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいて、自己負担分の範囲内であれば、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。ただし、地方公共団体の支援策については別途条件がある場合がありますので、事前に内容等を十分に確認するようにしてください。

#### 7 建て替えや全部撤去を行う場合の条件はありますか

建て替えや全部撤去を行う場合は、原則、罹災証明書等により被災の程度が全壊又は大規模半壊であると確認できるものに限りです。ただし、半壊等であっても、建築士等の専門家による評価として改修では技術的な問題等により復旧できないと認められる場合には、建て替えや全部撤去も補助対象として認めます。

#### 8 半壊又は一部損壊であるため改修や一部撤去で復旧できるが、建て替えや全部撤去した場合、改修や一部撤去に係る経費相当分は補助金の交付を受けられますか

改修や一部撤去で復旧可能であるにもかかわらず建て替えや全部撤去した場

合には、補助対象としての条件を満たしていないこととなるため、その全ての経費について補助対象外となります。したがって、改修や一部撤去に係る経費相当分の補助金の交付もありません。

#### 9 建て替えの場合、復旧する施設の規模（面積）に制限はありますか

登記簿謄本、固定資産台帳等で被災前の面積を確認させていただき、その面積までを補助対象として認めます。例えば、100㎡が被災し、110㎡で建て替え復旧する場合には、案分計算し、全体に係る経費の100/110までを補助対象とします。

#### 10 旧建築基準法のもと建設された既存不適格物件ですが、これを建て替え又は改修する場合、現行の建築基準法の基準に適合するまでの復旧は、補助対象経費として認められますか

法令に適合するまでの費用を補助対象経費として認めます。

#### 11 消費税等を除外して申請しなければならないのは何故ですか

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出するようお願いしています。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費

税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

### Ⅲ その他

#### 1 補助事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助事業の実施期間は、令和3年3月19日(金)までとします。

また、補助事業の完了後、30日を経過した日又は令和3年3月19日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

#### 2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

令和2年7月3日(金)以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象となります。

#### 3 以前に補助金の交付を受けて整備した施設・設備等が被災しました。これらの施設・設備等を改修・撤去する場合、以前に交付を受けた補助金の交付要綱に基づき財産処分等の手続きが必要となるのでしょうか

近年の中小企業庁の商店街向け補助金の場合、改修・撤去しようとする施設・設備等が処分制限期間中である場合は、原則として、あらかじめ交付決定権者の承認が必要となります。

ただし、過去に整備した当時の補助目的を達成するために必要な機能の維持・回復を図る場合は、報告で足りることとされるなど、手続きが簡素化される場合があります。

詳しくは、所管の経済産業局又は過去に整備した当時に交付を受けた補助金の担当窓口あて御相談ください。

#### 4 施設の改修でも財産処分の制限の対象になりますか

改修時点を起点として、改修した施設・設備等が財産処分制限の対象となります。

#### 5 地方公共団体からの「支援表明書」がないと対象にならないのですか

地方公共団体からの「支援表明書」の提出は必須ですので、「支援表明書」が

提出されない場合は書類不備となり対象にはなりません。